

### 第三者評価表〔公表用〕

施設名	県民公園野鳥の園
指定管理者	(公財)富山県民福祉公園
指定管理期間	平成30年度～令和4年度
評価対象年度	平成30年度、令和元年度
所管課	自然保護課

評価年月: 令和2年10月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の 確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービ スの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.3
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.3
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.3
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例 第4条第2号)	施設に係る経費節減 策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成(条例第4条 第3号)	指定管理者の財政的 基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持 しているか	2.0
		施設の機能を十分に発揮 した管理運営を実施できる 組織体制、職員数、職員 構成(資格、経験など)、 が確保されているか(防災・ 防犯及び災害・事故等緊 急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構 成	職員の指導育成、研修体 制は十分か	2.0
<b>総合評価</b>			<b>A</b>

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの  
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

#### 特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>少ない予算・人数で努力している。</li> <li>富山県、日本鳥類保護連盟富山県支部との共催でバードウォッチングを行い県民の利用促進を図るとともに、鳥獣保護区として生態系に配慮した管理が行われている。</li> </ul>
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用状況の把握ができないか。(定量的までは求めないが、定性的にある程度の利用者の傾向、増減など)サンプリング調査等により大まかな傾向の把握ができないか。</li> <li>野鳥の保護、生態系の保全に配慮しつつ、より多くの県民に自然探勝の場として利用してもらうための工夫が必要ではないか。</li> <li>野鳥関連団体やイベントに参加した参加者からご意見いただいております。</li> </ul>

#### 所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、定期報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・年間6回程度、担当者が現地確認を行っている。
指定管理者との連携状況は適切か	・要望や苦情については、そのつど県に報告を受けており、必要に応じて協議して対応するなど、連携して管理を行っている。平成30年11月の豪雨により遊歩道及び山腹斜面が崩落した際は、連携して対応した。
モニタリングは適切に実施されているか	・利用者等からの要望等について、報告を受けるとともに、必要に応じてヒアリングを行っている。